

川越市政だより

No.150 月1回10日発行一部2円(昭和32年6月10日) 発行所 埼玉県川越市役所(オ三種郵便物認可)

新聞印刷社
印 刷



三笠宮さまが川越図書館に

三笠宮さまは川越地方の郷土史研究者の団体である川越史学会の総会に出席された。東京女子大学講師の和島誠一、明治大学講師の松本新八郎両先生を伴われ、去る3月12日川越市においてなられた。川越市立図書館で、行われた総会の席上、宮さまは川越史学会の発展を心から祝福される挨拶をなされ、さらに最近5カ月計画の構成をもつて着手された川越市誌編纂事業に關し、近世城下町として由緒ある歴史をもつ川越市が市誌編纂を行うことの意義を高く評価され、激励のお言葉を述べられた。終つて図書館所蔵の城下町時代の古文書、川越地方の考古学的遺物の展示をご覧になり、また史学会の会員たちと終始にこやかにご懇談をなされ、参考会員たちに多くの賛美を贈られた。なお宮さまは新河岸川舟遊の遺跡、上戸の當神寺にある河越氏館跡、下小坂の東洋ゴム名細工場内の古墳跡、南山田の弥生式土器時代の遺跡などもご覧になり、お帰りには小仙波の高多院にもお立ち寄りになりました。(写真は図書館で三笠宮をお迎んでの話題)

骨格的予算を編成

人口のうござき
3月1日現在
人口 113,404
男 56,385
女 57,019
世帯数 23,387
出生(2月中) 159
死亡(〃) 80
前月比 293人増

納税貯蓄組合だより
昭和三十八年度の徴税令書を、
四月中旬に組合長宛に「括弧
いの組合のみお送りいたしま
す。なおその際組合員別納入
予定額金額高照合表」を同封いた
しますからご利用ください。

- ▼川越市公認(3月25日)
- ▼環境衛生強制期間(19日)
- ▼メートル法実施記念日(11日)
- ▼開業祭(28日)
- ▼天皇誕生日(29日)
- ▼市長および市議会議員選挙投票日(30日)

新しい昭和三十八年度の予算を、市民のみなさんにお知らせする

にあたって、この予算がどのような方針で編成されたかを申し上げ、市政に対する理解と協力を得たいと思います。

伊藤泰吉 市長 かれりみは 昭和三十四年春から私は市民のみな

したが、すでに四年になりました。この四年間は川越市とり、

実に定期的な時期であったものと確信いたしております。

私は次の点に考慮をはらいました

これは

一、市民の福祉増進のため、その

行政水準の確保をはかったこと。

二、経常的経費(主として消耗的

な経費)は、一般財源にとらまわ

させて計上したこと。

一、投資的経費(主として事業費)

す。

総額六千六百余万円の増加になります。

年度予算編成方針

一般会計十一億九千余万円

小学校の増築二千四百万円、商業中学校、商業高等学校の増設、六百万円、国民健康保険世帯主七割付を四月から実施するための事業費は、オ一小学校、東

小学校の増築二千四百万円、商業中学校、商業高等学校の増設、六百万円、国民健康保険世帯主七割付を四月から実施するための事業費は、オ一小学校、東

が、予算全般にわたって市効率

の事業費

が、予算全般にわたって市効率

生きるの



県議会議員選挙投票日……………4月17日

◆ 午前7時から午後6時まで

市議會議員・市長選挙投票日 4月30日

◆ 午前7時から午後6時まで

は

はじめ候補者の氏名の一覧表を付けておきますからよく読んで候補者の氏名を一人、間違いなく書いて下さい。

自分で候補者の氏名を一人書いて投票箱に入れて下さい。記載所内には表題の二点の一点をも

選挙人名簿の対照を受け、投票用紙交付所において入場券と引換えに投票用紙を受取り投票記載所で

投票所に入場したら受付所にて
投票券を差出し到着番号の記入を
受け、それを名簿対照係へ提示して

投票所では

各の書いた立札が立ててありますから、立札に注意の上大塲してください。(オーラ十三投票所)

投票にはこゝ

誤つて選挙人名簿に登録された死」者等は投票できません。投

選挙の場合は、市議会議員
の場合は市外へ転出した者、
罪のため選挙権の資格を失った

されていいる者です。但し選挙人簿に登録されていても県議会議員の身分は、行政上では

▼名簿にないし

すべての操作を認可してしまって、
本人以外の誰にも決して
ならないしくみになっています

V 投票の秘密

してくがさい
もし粉失されたときは、選挙当

会議員及び市長の各選挙に使用
ますから投票当日まで大切に保
持下さい。

▼入場券はとば

卷之三

大切

市会議員・市長の順で：4月30日の投票

選のための選挙権が本市にあります

権があるわけですが、このものが県内の他の市町村に住所を移した場合でも、その市町村において新たに選舉権を得るまでの間、県議選挙権はおわざと認められません。

あすかのふらし

長の遺言を行なひま
す。

こんどの選挙は即日開票で

市長・市議会議員の順で：4月30日の開票

市議 市長の立候補は

今までの選舉では、開票が翌日（投票日の夜）に開票することに早くお知らせするため、このよう行なわれていましたが、こんどのなりました。これは、選舉人のみになつたものです。県議会議員一般選舉から、その日なさんで、その結果ができるだけ、各選舉の開票は次のとおりです。

◇開票の日時

四月十七日	午後八時から	県議会議員一般選挙
四月三十日	午後八時から	市長選挙
市長終了後	市議会議員一般選挙	

◆開票区および開票所

開票区及び開票所	開票区	開票区	開票区	開票区
市役所内	才一	才二	才三	才四
才二 開票区	才三	才四	才五	才六
県立川越高校内	才四	才五	才六	才七
才二十一の各投票区	才五	才六	才七	才八
才二十二の各投票区	才六	才七	才八	才九
才二十三の各投票区	才七	才八	才九	才十
才二十四の各投票区	才八	才九	才十	才十一
才二十五の各投票区	才九	才十	才十一	才十二
才二十六の各投票区	才十	才十一	才十二	才十三
才二十七の各投票区	才十一	才十二	才十三	才十四
才二十八の各投票区	才十二	才十三	才十四	才十五
才二十九の各投票区	才十三	才十四	才十五	才十六
才三十の各投票区	才十四	才十五	才十六	才十七

選舉運動は、自由に行なうことが理想ですが、完全に自由にしてしまうと金のある人が有利になり、公平な選舉が行なれない選挙が行ないます。

選舉運動の期間は立候補の届出をしてから投票日の前日までです。

ただ湯茶や通常使われる程度の菓子は差しつかえありません。また運動員や労務者に対する弁当の供給は、一定の範囲内で許

まつて、真に有権者の意志を代表する人々が、かえつて選ばれなくなつてはなりません。事前運動は、立候補届出前の選挙運動は、禁止されています。選挙事務所選挙事務所は、この事務を取り扱う候補者の氏名等をくりかえし繰り返すことは禁止されます。ただし演説会場や街頭演説の場

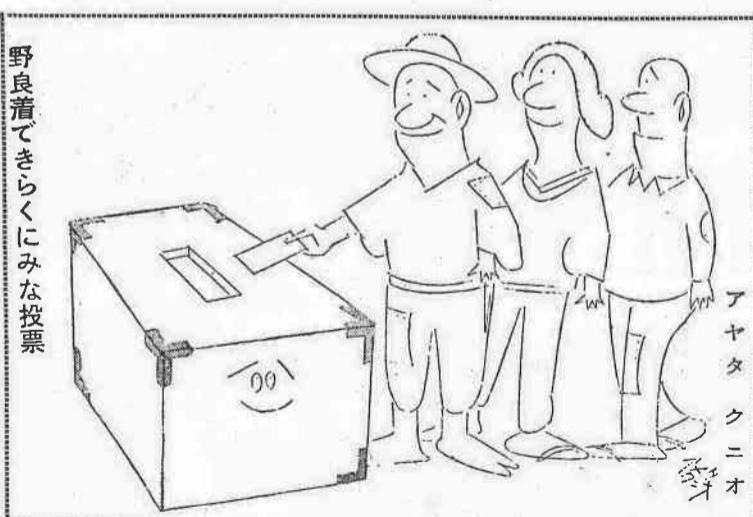
選挙運動のあらまし

よつて本市議会の決議をもつて
公明選挙都市たることを宣言し、
市民のすべての希望と熱意を結集
して、これが実現を期するよう努
力する。

大意

川越市議會

特定の選舉について、特定の候補者の當選を目的として、投票



文書図画

頒布できる文書図面は、選挙用

の表示のある通常葉書だけです

示できる文書には、選舉

所、自転車、滑板、金庫、街灯

札、ちょうちんおよび看板に限

られ、これ以外では、検印を受

りたポスターの掲示に限られま

投票區別有權者數 (基本名額)

投票区	計	投票区	計
1	3,454	18	1,340
2	3,002	19	1,557
3	3,014	20	2,192
4	3,082	21	1,789
5	2,842	22	2,941
6	3,546	23	1,482
7	3,462	24	872
8	3,055	25	1,793
9	3,359	26	1,944
10	3,167	27	1,811
11	2,442	28	1,431
12	1,182	29	563
13	2,928	30	1,254
14	1,138	31	1,297
15	1,279	32	1,317
16	1,322		
17	1,568	総計	66,925

